

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

## 会員規約（個人用）

改定前	改定後
<p>第1条 会員</p> <p>3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第39条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>	<p>第1条 会員</p> <p>3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第39条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>
<p>第2条（カードの貸与およびカードの管理）</p> <p>1. 当社は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>2. カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」という。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同</p>	<p>第2条（カードの貸与およびカードの管理）</p> <p>1. 当社は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。会員は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>2. カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。</p> <p>(1)会員の氏名</p> <p>(2)カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）</p> <p>(3)セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁また</p>

<p>じ。)をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p>	<p>は「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)</p> <p>非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p>
<p>3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>	<p>3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>
<p>第3条 (カードの再発行)</p>	<p>第3条 (カードの再発行)</p>
<p>2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。</p>	<p>2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。</p>
<p>第5条 (付帯サービス等)</p>	<p>第5条 (付帯サービス等)</p>
<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できない ETC カード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCB またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p>	<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できない ETC カード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCB またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p>
	<p>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEB サービス(「MyJCB」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>
<p>4. 当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびそ</p>	<p>5. 当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびそ</p>

の内容を変更することがあります。	の内容を変更することがあります。
第6条（カードの有効期限）	第6条（カードの有効期限）
1. カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。	1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。
第7条（暗証番号）	第7条（暗証番号）
2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。	2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
第8条（年会費）	第8条（年会費）
1. 本会員は、有効期限月（カード上に表示された年月の月をいう。）の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当社に対し、当社が通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当社またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。	1. 本会員は、有効期限月の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当社に対し、当社が通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当社またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
第9条（届出事項の変更）	第9条（届出事項の変更）
1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。	1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを

	提出しなければなりません。
第10条（会員区分の変更）	第10条（会員区分の変更）
3.会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当社が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無、手数料率等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。	3.会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当社が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無、手数料率、付帯サービスの内容・条件その他の条件が新たに適用されます。また、家族会員の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。
第11条（取引時確認等）	第11条（取引時確認等）
犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、当社は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。	1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、当社は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
	2.両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。
第11条の2（反社会的勢力の排除）	第11条の2（反社会的勢力の排除）
2.当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認められた場合には、第38条第1項(6)および同条第2項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第39条第4項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。	2.当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認められた場合には、第38条第1項(6)および同条第2項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第39条第4項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
	第11条の3（マネー・ロンダリング等の禁止）
	会員は、マネー・ロンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ロンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ロンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

<p>第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社またはJCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p> <p>①カードの機能、付帯サービス等の提供。</p> <p>②当社もしくはJCB または両社のクレジットカード事業その他の当社もしくはJCB または両社の事業（当社またはJCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）。</p>	<p>第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p> <p>①カードの機能、付帯サービス等の提供。</p> <p>②当社もしくは JCB または両社のクレジットカード事業その他の当社もしくは JCB または両社の事業（当社または JCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の<b>家族または</b>親族との取引上の判断を含む。）。</p>
<p>第14条（個人信用情報機関の利用および登録）</p> <p>(1)本会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、<b>不渡情報</b>、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。</p>	<p>第14条（個人信用情報機関の利用および登録）</p> <p>(1)本会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。</p>
<p>第19条（利用可能枠）</p> <p>7. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域（以下「特定国等」という。）において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、カードの利用を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPs であると認める場合、キャッシング</p>	<p>第19条（利用可能枠）</p> <p>7. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域（以下「特定国等」という。）において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、<b>カード利用</b>を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPs であると認める場合、キャッシング</p>

<p>ング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>	<p>グ総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>
<p>第 2 2 条 (ショッピングの利用)</p>	<p>第 2 2 条 (ショッピングの利用)</p>
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、<b>カード番号</b>等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法<b>その他両社が別に定める方法</b>により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>
<p>5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合がありますことを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 39 条第 1 項なお書きおよび第 39 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。</p>	<p>5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が<b>カード番号</b>等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した<b>カード番号</b>等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合がありますことを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 39 条第 1 項なお書きおよび第 39 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。</p>
<p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p> <p>(2) 当社、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社または JCB において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p>	<p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p> <p>(2) 当社、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社または JCB において会員の<b>カード番号</b>・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p>

<p>あります。</p> <p>(3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。</p> <p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>ます。</p> <p>(3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに<b>カード利用</b>を保留または断る場合があります。</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力<b>その他両社が別に定める操作</b>を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員による<b>カード利用</b>を一定期間制限することがあります。</p>
<p>8. 当社は、約定支払額（第 33 条に定めるものをいう。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の JCB カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。</p>	
<p>9. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p>	<p>8. 家族会員が家族カードを<b>使用</b>して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p>
<p>10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第 19 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式</p> <p>(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式</p> <p>(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</p>	<p>9.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第 19 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式</p> <p>(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式</p> <p>(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</p>
<p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、</p>	<p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、</p>

<p>現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 20 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 20 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>
<p>第 2 3 条（立替払いの委託）</p>	<p>第 2 3 条（立替払いの委託）</p>
<p>3. 第 1 項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB、JCB の提携会社または JCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p>	
<p>第 2 4 条（ショッピング利用代金の支払区分）</p>	<p>第 2 4 条（ショッピング利用代金の支払区分）</p>
<p>2. 第 1 項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p>	<p>2. 第 1 項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p>
<p>第 2 7 条（ショッピング分割払い）</p>	<p>第 2 7 条（ショッピング分割払い）</p>
<p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定に従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月（1 月および 8 月）の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第 23 条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p>	<p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定に従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月（1 月および 8 月）の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第 23 条に定める立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p>
<p>第 2 9 条（会員と加盟店との間の紛議等）</p>	<p>第 2 9 条（会員と加盟店との間の紛議等）</p>
<p>3. 第 2 項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング 2 回払いまたはボーナス 1 回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた</p>	<p>3. 第 2 項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング 2 回払いまたはボーナス 1 回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた</p>



<p>役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。</p> <p>(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。</p>	<p>役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障があるなど会員と加盟店との間の契約の内容に適合しないこと。</p> <p>(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。</p>
<p>第30条（キャッシング1回払い）</p>	<p>第30条（キャッシング1回払い）</p>
<p>7. 当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCB カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p>	
<p>8. キッシング1回払いの利用のために、カードを利用してCD・ATM が操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p> <p>(2) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。</p>	<p>7. キッシング1回払いの利用のために、カードを使用してCD・ATM が操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p> <p>(2) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。</p>
<p>第30条の2（海外キャッシング1回払い）</p>	<p>第30条の2（海外キャッシング1回払い）</p>
<p>3.会員は、前条第1項に定める方法のほか、当社所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATM により異なるため別途公表します。</p>	<p>3.会員は、前条第1項に定める方法のほか、当社所定の方法により、国外の金融機関やその他の店舗等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATM により異なるため別途公表します。</p>
<p>5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3</p>	<p>5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3</p>

<p>項、第4項、第7項および第8項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。</p>	<p>項、第4項および第7項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。</p>
<p>7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATM または第3 項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」という。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第33 条第6 項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p>	<p>7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATM または第3 項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、または当該意思を示した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」という。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第33 条第6 項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p>
<p>第3 1 条（キャッシングリボ払い）</p>	<p>第3 1 条（キャッシングリボ払い）</p>
<p>7. 当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCB カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p>	
<p>8. 第30条第8 項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。</p>	<p>7. 第30条第7項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。</p>
<p>第3 3 条（約定支払日と口座振替）</p>	<p>第3 3 条（約定支払日と口座振替）</p>
<p>1. 毎月10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座等を届け出るものとしますが、入会申込書等において予め当社が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることもできます。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により</p>	<p>1. 毎月10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の</p>

<p>当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>	<p>届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、<b>収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。</b>）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>
<p>第34条（明細）</p>	<p>第34条（明細）</p>
<p>1. 当社は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高、ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含む。）およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により、本会員に通知します。なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を省略することがあります。</p>	<p>1. 当社は、「MyJCB」および「My」チェックの登録を行った本会員に対し、<b>約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</b></p>
	<p>2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJCB」および「My」チェックに登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べら</p>

	<p>れる場合があります。) 支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>
	<p>3.当社が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。</p>
<p>2. 当社は、会員がキャッシング 1 回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。）を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>	<p>4.当社は、会員がキャッシング 1 回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」という。）を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>
<p>3. 会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項の書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき本会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとします。また、当社は、当社が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。</p>	<p>5.会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項の書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき本会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとします。また、当社は、当社が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。</p>
<p>第 3 8 条（期限の利益の喪失）</p>	<p>第 3 8 条（期限の利益の喪失）</p>
<p>(7) 第 39 条第 4 項(1)、(2) または(4) のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>	<p>(7) 第 39 条第 4 項(1)、(2)、(4)、(10)または(11) のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>
	<p>第 3 8 条の 2（取引の制限等）</p>

	<p>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング 1 回払い、海外キャッシング 1 回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>
	<p>(1)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合</p>
	<p>(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合</p>
	<p>(3)会員が第 11 条の 3 に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合</p>
	<p>(4)会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合</p>
	<p>(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p>
<p>第 3 9 条（退会および会員資格の喪失等）</p>	<p>第 3 9 条（退会および会員資格の喪失等）</p>
<p>4. 会員（(5) または(8) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務</p>	<p>4. 会員（(5) または(9) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失</p>

を負うものとします。当社にあったとき。	後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。当社にあったとき。
	<p>(8)会員が自らまたは第三者を利用して、当社、JCB または両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。</p> <p>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</p> <p>②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</p> <p>③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</p> <p>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</p> <p>⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</p>
(8) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。	(9)会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。
	(10)会員が第 11 条の 3 に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
	(11)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
5. 家族会員は、本会員が、当社所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。	5. 家族会員は、本会員が、両者所定の方法により家族会員による家族カードの使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
8. 当社は、第 4 項または第 5 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認められたときは、カードの利用を断ることができるものとします。	
第 40 条（カードの紛失、盗難による責任の区分）	第 40 条（カードの紛失、盗難による責任の区分）
1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合	1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他

<p>には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。</p>	<p>人にカードまたはカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。</p>
<p>2. 第 1 項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社または JCB に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社または JCB の請求により所定の紛失、盗難届を当社または JCB に提出した場合、当社は、本会員に対して当社または JCB が届け出を受けた日の 60 日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p>	<p>2.前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難届を当社または JCB に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社または JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。</p>
	<p>3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p>
	<p>4.第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第 1 項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。</p>
<p>(1) 会員が第 2 条に違反したとき。</p>	<p>(1) 会員が第 2 条に違反したとき。</p>
<p>(2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。</p>	<p>(2)会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</p>
<p>(3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。</p>	<p>(3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下におい</p>

	てカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。
	(4)会員が当社もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
(4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。	(5)第 2 項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
(5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。	(6)会員が第 3 項に違反したとき。
(6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第 7 条第 2 項ただし書きの場合を除く。）。	(7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
(7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。	(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。
(8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。	(9)その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。
	第 40 条の 2 （カード番号等の不正利用）
	1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐欺等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
	2.前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社または JCB に提出したことを条件と



	<p>して、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</p>
	<p>3.他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第 9 条（届出事項の変更）第 3 項が適用されるものとする。）から 60 日以内に、会員が前項に基づき当社または JCB に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング 2 回払い、またはボーナス 1 回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60 日が経過していないか否かを判定するものとし、2 度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。</p> <p>(1)当社が明細確定通知を本会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日</p> <p>(2)当社が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日</p>
	<p>4.会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p>
	<p>5.第 2 項および第 3 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第 1 項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。</p> <p>(1)会員が第 2 条に違反したとき。</p> <p>(2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</p> <p>(3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状</p>

	<p>況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</p> <p>(4)会員が当社もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。</p> <p>(5)第 2 項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</p> <p>(6)会員が第 4 項に違反したとき。</p> <p>(7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。</p> <p>(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。</p> <p>(9)その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</p>
	<p>6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</p>
	<p>7.当社は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として 3 ヶ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。</p>
<p>2020 年 3 月 31 日現在</p>	<p>2023 年 3 月 31 日現在</p>
<p>(KKK01・00141・20200331)</p>	<p>(KKK01・00141・20230331)</p>

## スマリボ特約

第4条（本サービスの内容）	第4条（本サービスの内容）
<p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規約第22条（ショッピングの利用）および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの（JCBのホームページ等で公表します。）の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p>	<p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規約第22条（ショッピングの利用）および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの（JCBのホームページ等で公表します。）の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p>
(TK430002・20200331)	(TK430002・20230331)

## コンビニエンス払込票発行等手数料に関する特約

<p>本特約は、本会員が、JCB 会員規約（以下「会員規約」といいます。）の定めにかかわらず、当社が発行したコンビニエンス払込票（以下「払込票」といいます。）を使用してカード利用代金を当社に支払う場合の、払込票発行および送付に係る手数料について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。また、カード発行会社が株式会社ジーシービーの場合、「当社」を「JCB」と読み替えるものとします。</p>
<p>第1条（本特約の適用範囲およびその効力）</p> <p>1. 本特約は、会員規約に定めるすべての本会員に適用されるものとします。</p> <p>2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。</p>
<p>第2条（お支払い方法）</p> <p>1. 本会員は、会員規約（約定支払日と口座振替）第1項本文に基づき、両社に対して、有効なお支払い口座を届け出るとします。</p> <p>2. 本会員は、当社に届け出たお支払い口座に変更がある場合には、変更後の新たなお支払い口座によりカード利用代金の口座振替を行うことに支障のないよう、会員規約（届出事項の変更）第1項に基づき、遅滞なく両社に届け出るとします。</p> <p>3. 本会員が第1項または第2項の義務を遅延した場合、当社が他の方法を指定しない限り、本会員は、口座振替が可能となるまでの間、会員規約（約定支払日と口座振替）第1項ただし書に基づき、コンビニエンスストア等の収納代行業者による収納代行の方法により、カード利用代金を当社に支払うものとし、当社は本会員に対して、本会員の同意を要することなく、当該収納代行のための払込票を発行して送付します。</p>
<p>第3条（払込票発行等手数料の支払義務）</p>

当社が前条第 3 項に基づき本会員に対して払込票を発行・送付した場合、本会員は、収納代行業者に対して本会員が直接支払う手数料とは別に、当社に対して、払込票の発行および送付に係る手数料（以下「払込票発行等手数料」といいます。）として当社が定める額を支払うものとします。

**第 4 条（払込票発行等手数料の支払時期および支払方法）**

本会員は、前条に基づき当社から払込票の発行・送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、払込票発行等手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

**第 5 条（払込票発行等手数料の支払義務を負わない場合）**

第 3 条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、本会員は、払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、当月の払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとするか否かは、当月の明細確定通知までに確定させるものとします。

- (1) 前条に定める払込票発行等手数料の支払いに対応する約定支払日がカード入会年月日から 90 日経過していない場合
- (2) ご利用代金明細書等に記載の約定支払額に、キャッシング 1 回払い、海外キャッシング 1 回払い、キャッシングリボ払いによるものが含まれる場合
- (3) 前各号のほか、当社が払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

**第 6 条（払込票発行等手数料の変更）**

1. 当社は、経済・社会的環境の変化または営業上の理由により、払込票発行等手数料の金額を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更を行う 3 か月前までに、次項で定める方法により、本会員に対して周知するものとします。

2. 本会員に対する周知の方法は、以下のとおりとします。

- (1) 本会員が当社に E メールアドレスを届け出ている場合には、当社は E メールによる通知を行います。
- (2) 手数料の変更を行う前の 3 か月間に、当社が本会員に対して、第 2 条第 3 項に基づき払込票を発行する場合には、当該払込票送付の際にお知らせします。
- (3) 上記 (1) (2) のいずれにも該当しない場合、当社は WEB サイトに公表する方法をもって、本会員に周知するものとします。本会員は、手数料の変更に関する個別の通知を希望する場合には、当社に対して、E メールアドレスを届け出るものとし、上記 (1) (2) のいずれにも該当しない結果、手数料変更に関する個別の通知を受けられなかったことをもって、当社に対して、異議を述べないものとします。

**第 7 条（本特約の変更）**

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(CON02・20220411)

**〈ネクサス会員特約〉**

- 1. ネクサス会員が満 30 歳以上となり、かつネクサス会員となつて 3 年以上経過した後カードの有効期限が到来した場合、ネクサスカードの更新カードは発行されません。
- 2. 当社は、前項のカードの有効期限までに退会の申出のない会員につき、ゴールド会員の審査を行い、当社がゴールド会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなゴ

<p>ールドカードを発行します。ゴールドカードが発行された場合には、会員の年会費は以下のとおりとなります。</p> <p>●ゴールドカード年会費</p> <p>本会員 11,000 円(税込)</p> <p>家族会員 1 名様無料(2 人目より1 名様につき 1,100 円/ 税込)</p>	
(ZNXKT777・20200331)	

### <ジェイ・ワン会員特約（学生用）>

<p>ジェイ・ワン会員は、学生カードの有効期限到来時に、審査のうえ一般会員に自動的に変更となります。なお、一般会員に変更後は、一般会員として当社が通知または公表する年会費が適用となります。</p>	
(ZJKTG777・20070616)	

### <加盟個人信用情報機関>

<p>※上表の他、CIC については支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p>	<p>※上表の他、CIC および JICC については支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p>
(KSK77C・20181101)	(KSK77C・20230331)

### ショッピングリボ払いのご案内

<p><b>1.毎月のお支払い元金</b></p> <p>【表：変更なし】</p> <p>*ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は1万円以上1千円単位となります。</p> <p>※新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。</p>	<p><b>1.毎月のお支払い元金</b></p> <p>【表：変更なし】</p> <p>*ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は1万円以上1千円単位となります。</p> <p>※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」（以下、「カード発行台紙」といいます。）に記載されます。</p> <p>※新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。</p>
<b>2.手数料率</b>	<b>2.手数料率</b>

<p>実質年率 13.20～15.00%</p> <p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。</p> <p>※会員規約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率 15.00%になります。</p> <p>【初回のご請求】</p> <p>実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日</p> <p>【2回目以降のご請求】</p> <p>実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日</p>	<p>実質年率 13.20～15.00%</p> <p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。<b>お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。</b></p> <p>※会員規約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率 15.00%になります。</p> <p>【初回のご請求】</p> <p>実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日</p> <p>【2回目以降のご請求】</p> <p>実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日</p>
---	---

### ショッピング分割払いのご案内

<p><b>1. 手数料率</b></p> <p>実質年率 12.00～15.00% [月利 1.00～1.25%]</p> <p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。</p>	<p><b>1. 手数料率</b></p> <p>実質年率 12.00～15.00% [月利 1.00～1.25%]</p> <p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。<b>お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」（以下、「カード発行台紙」と言います。）に記載されます。</b></p>
<p><b>2. 支払回数表</b> 実質年率 15.00%の場合</p> <p>【表：変更なし】</p> <p>【表：変更なし】</p> <p>※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。</p>	<p><b>2. 支払回数表</b> 実質年率 15.00%の場合</p> <p>【表：変更なし】</p> <p>【表：変更なし】</p> <p>※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。</p> <p>※実質年率が 15.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金 10,000 円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。</p>

### ショッピングスキップ払いのご案内

<p><b>1. 手数料率</b></p> <p>実質年率 12.00～15.00% [月利 1.00～1.25%]</p> <p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p>	<p><b>1. 手数料率</b></p> <p>実質年率 12.00～15.00% [月利 1.00～1.25%]</p> <p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p>
---	---

ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。	ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。 <b>お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されま</b> <b>す。</b>
---	--

<p>●遅延損害金（*1）年 20.00%</p> <p>取扱会社：りそなカード株式会社        〈登録番号：関東財務局長(13)第 00484 号〉        〈日本貸金業協会会員 第 000452 号〉        東京本社〒135-0042 東京都江東区木場 1 丁目 5 番 25 号        03(5665)0791</p>	<p>●遅延損害金（*1）年 20.00%</p> <p>取扱会社：りそなカード株式会社        〈登録番号：関東財務局長 第 00484 号〉        〈日本貸金業協会会員 第 000452 号〉        東京本社〒135-0042 東京都江東区木場 1 丁目 5 番 25 号        03(5665)0791</p>
--	---

### <繰上返済方法>

<p>【表：変更なし】</p> <p>* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。</p> <p>※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は 1 千円以上 1 千円単位または 1 万円以上 1 万円単位となります。）、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>※海外キャッシング 1 回払いについては、<b>国外の金融機関・ATM 保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング 1 回払いのご利用日から、JCB に売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。</b>この場合、JCB に売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。</p>	<p>【表：変更なし】</p> <p>* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。</p> <p>※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は 1 千円以上 1 千円単位または 1 万円以上 1 万円単位となります。）、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>※金融機関・ATM 保有会社等<b>や加盟店等から JCB に対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)</b>。特に海外キャッシング 1 回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から<b>売上票・売上データの到着日まで</b>日数がかかる場合があります。</p> <p>※持参によるご返済は受付できる営業所・時間の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。</p>
--	---

### ショッピングリボ払い専用カード規定

第 2 条（本カードの有効期限）	第 2 条（本カードの有効期限）
1. 本カードの有効期限は、本カード上に表示された年月の末	1. 本カードの有効期限は、本カードの <b>券面</b> に表示された年月

日までとします。	(以下「有効期限月」という。)の末日までとします。
第6条 (利用代金の支払い)	第6条 (利用代金の支払い)
1. リボ会員が本カードを利用した場合は、ショッピングリボ払いを指定したものとし、当社に対する債務の支払いは、会員規約で定めるショッピングリボ払いに関する支払方法に準ずるものとします。ただし、指定外の加盟店においてまたは電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定したショッピングリボ払い対象外商品について本カードを利用した場合、ショッピング1回払いを指定したものとみなされることがあります。	1. リボ会員が本カードを利用した場合は、ショッピングリボ払いを指定したものとし、当社に対する債務の支払いは、会員規約で定めるショッピングリボ払いに関する支払方法に準ずるものとします。ただし、指定外の加盟店においてまたは一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定したショッピングリボ払い対象外商品について本カードを利用した場合、ショッピング1回払いを指定したものとみなされることがあります。
(REK01・00141・20200331)	(REK01・00141・20230331)